

別表第 3

	治療内容	対象となる医療費	助成回数		助成額 (上限)
			初めての治療開始時点における女性年齢が 43 歳未満であるものの、公的医療保険診療の対象外となる場合 (※1)	初めての治療開始時点における女性年齢が 43 歳以上の場合	
A	新鮮胚移植	(1)対象者が生殖補助医療に要した医療費の自己負担額 (2)対象者が(1)と併用して実施される先進医療に対して要した医療費	上限なし	3 回まで	20 万円
B	凍結胚移植				
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施				
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了				
E	受精できなかったもしくは胚の分割停止、変性、多制止授精などの異常授精等により中止				
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵がえられないため中止				
I	精巣内精子採取術（男性不妊治療）				

※1 ただし、当該治療開始時点で女性の年齢が 43 歳以上となった場合は、そこから 3 回までとする。